

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：25502

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380692

研究課題名(和文) 戦前期の愛楽園とその療養生活に関する実証的・理論的研究

研究課題名(英文) Sociological Consideration on the history of "Kunigami Airakuen" before Okinawa War

研究代表者

中村 文哉 (Nakamura, Bun'ya)

山口県立大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：90305798

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：沖縄県立国頭愛楽園開園前後の歴史的経緯を実証的に示し、1931年に公布された「癩予防法」と1938年11月の同園開園が沖縄社会及びハンセン病問題に与えた影響を考察し、愛楽園の社会的意義を示した。沖縄MTLは、1931年法を前提に会則を作成し、1931年法の有利を利用し、1907年法規定の病者保護を実施する独自路線をとった。療養所構築と病者保護を担う沖縄MTLの活動は、本土のそれと比して特異である。愛楽園開園により、重症者・困窮者は救済されたが、1931年法に基づく病型診断により、元気であるにも拘らず、収容を余儀なくされた病者も存在した点で、当時の沖縄の「癩予防法」と療養所は両義性を孕んでいた。

研究成果の概要(英文)：We consider two points of issues sociologically; the first consideration concerns with some historical processes of the constructing "Kunigami Airakuen", the second with the influences of promulgating the Leprosy Prevention Law at 1931 upon contemporary Okinawan. Our research come to follow conclusion. It was impossible to make Okinawan patients enforce the segregation from society, because the Law at 1931 could not be functional without sanitarium. The social activities of Okinawa Mission To Leper took peculiar strategies which provided some rescues for the patients without path to medical support. applying to the benefits of the Law at 1931. The constructing of Airakuen could accommodate them. By the Law at 1931 which introduced the diagnosis on the types of bacillus, it was possible to accommodate patients who hadn't the will to go Airakuen. The social meanings of the construction of Airakuen and the social influences of Law at 1931 on 1930's Okinawan society had been ambiguous.

研究分野：社会学

キーワード：ハンセン病問題 沖縄MTL 青木恵哉 沖縄 愛楽園 癩予防法 服部團次郎

## 1. 研究開始当初の背景

沖縄本島区にハンセン病療養所が構築されるまで、家居が叶わないハンセン病患者たちは、シマの定めた病者隔離所や、シマ社会の利害が及ばない場所で、自然地形を利用した病者集合所を拠点とした浮浪徘徊の生活を余儀なくされていた。こうした中、熊本の回春病院から沖縄救癩の目的で派遣された青木恵哉の病者救済活動は、当時の重篤な症状の病者をはじめ、弱い立場にあったハンセン病患者たちにとって、重要な意味を担った。そして、青木の救癩活動は、沖縄本島区でのハンセン病療養所構築への足がかりを作り出した。今日の愛楽園において、青木は愛楽園構築の、実質的功労者として、位置づけられ、患者立療養所・沖縄愛楽園という象徴的な表現までされている。しかし、この偉業が如何にして達成されたか、という件に関しては、闡明にされていない。

沖縄本島区にハンセン病の療養所が構築されたのは、キリスト教プロテスタントの超教派組織「沖縄 MTL」の尽力により、1937年5月11日に屋我地島・大堂原に開園された「沖縄 MTL 相談所」という名称の民間療養所である。1938年11月10日に、沖縄県立「国頭愛楽園」の開園式は挙行されたが、「沖縄 MTL 相談所」が沖縄県立「国頭愛楽園」へと移管された経緯は、詳らかではない。

本研究は、愛楽園開園に関わる諸事情を、歴史的かつ実証的に追い、かつ開園当初の愛楽園の様相を照射することから、沖縄社会に対して、愛楽園が果たした社会的意義のいくばくかに迫りたいという問題関心が、本研究を動機づけた。その中で、沖縄社会に県立のハンセン病療養所が構築されたことにより、1931年に改正された「癩豫防法」は、当時の沖縄ハンセン病患者たちの現実に如何に作用したか。当時の沖縄社会と「癩豫防法」との関連に関する研究は、1907年に「癩豫防二関スル法律」が交付された当初から絶対隔離が始まったとする説もあるが、その真偽について、実証的に再考する必要がある。こうした問題意識のもとに、本研究は構想された。

## 2. 研究の目的

「戦前期の愛楽園とその療養生活に関する実証的・理論的研究」と題する本研究課題は、1937年11月の沖縄県立国頭愛楽園の開園前夜から1944年9月の沖縄戦までの旧沖縄戦前期に時代区分を限定した上で、まず、課題「愛楽園開園前史の解明」、課題「愛楽園における療養生活の諸現実の解明」、課題「愛楽園の運営実態の解明」、課題「同時代の沖縄社会の生活誌の解明」という四つの課題を立てる。そして、これらを踏まえ、課題「同時代沖縄社会における愛楽園の社会的位置」、課題「旧沖縄県と『癩豫防法』との関連」の実証的解明の二つの課題を立て、理論的考察を加える。最後に、課題として、上記課題に関する

考察を通して、戦前期沖縄のハンセン病問題の現実を照射し、「癩豫防法」と「国頭愛楽園」の、当時の沖縄社会に対する社会的意義を明らかにする。本研究の目的は以上である。

## 3. 研究の方法

本研究においては、既存の文献・資料およびオーラルデータをもとに、更なる文献・資料、およびオーラルデータの新たな蒐集と探索から得た情報を重ね合わせ、それら両者の連関を踏まえた読解を行い、新たな知見と解釈を引出すことを、基本姿勢とする。課題 . . . . . は、この方法論で、課題、およびの一部は、愛楽園内と沖縄県内でのプライベート・トークを含む聞き取りを通して、情報蒐集を行う。

## 4. 研究成果

### 国頭愛楽園前史

課題「愛楽園開園前史の解明」を主題化させた趣旨は、以下の通りである。1938年11月に「沖縄県立国頭愛楽園」が開園したが、その前身は1934年5月12日に開設された「沖縄 MTL 相談所」という名称の、療養施設を備えた民間相談所であった。先行研究において、「沖縄 MTL 相談所」が「沖縄県立国頭愛楽園」に移行する過程に関しては、その事実の指摘こそあれ、如何なる経緯のもと、如何にして「沖縄 MTL 相談所」が開設され、そして如何なる経緯により民間施設が沖縄県営施設へと管轄替えされたか、これらの事情に関しては、詳らかにされていない。この点の解明を、本研究の出立点に定める必要があった。このような事情の下、本研究は開始された。

これらを解明するには、「沖縄 MTL」の結成過程から論を起し、その活動内容を把握し、青木恵哉をはじめとする当時の沖縄のハンセン病患者たちの現実と、それを取り巻くシマ社会の現実に、「沖縄 MTL」は、如何なる影響を与えたのかを明らかにする必要がある。

### 「沖縄 MTL」結成の経緯

1935年5月13日の沖縄 MTL の結成は、その発起人となった花城剛および服部團次郎と、青木恵との出会いに端を発する。当時の青木の救癩活動の活動圏は、名護の屋部の(隔病者離所)を「根拠地」に、山原の国頭、中頭の金武、そして那覇の病者集合所であったバクチャヤーにまで広がっていた。青木はこれらの地域の病友達への、物資面での支援とキリスト教信仰面での救済を行った。その詳細は、彼の自伝『選ばれた島』(1970)に詳しいので、ここでは省略するが、当時、物乞いのために那覇市内を浮浪徘徊していた重症の病者たちを慮り、衛生環境が極端に悪いバクチャヤーを訪ねた救世軍・花城武男大尉は、同所に居住している病者たちが、正統のキリスト教信仰を持っていることに驚愕したことが、沖縄 MTL 結成の端緒となった。爾来、花城は、バクチャヤーで病者と集会を

開き、同所の病者たちとの関係を育んだ。他方、花城大尉の存在を、那覇から戻ってきた浮浪病友たちから伝え聞いた青木は那覇に出向き(青木,1972:230ff)、二人の邂逅の機会は訪れた。花城は、青木の「根拠地」であった屋部の病者隔離所に下屋をおろし、那覇市内の浮浪病者たちを収容する青木のプランに賛同した。下屋はおろせたが、生活費の資金援助を得られず、那覇の病者収容は頓挫した。青木は、更に、花城との知己のあった那覇バプテスト教会・照屋寛範牧師を介して、服部團次郎牧師との邂逅を果たす。服部は、花城にバクチャヤーを案内され、そこで青木たちの集会(修養会)に参加し、「あの町の浮浪者たちが、実は同じ聖書を読み讃美歌を歌うこの人達であった」(服部,1979:18)ことに衝撃を受けた。

後にその代表を引き受け、沖縄 MTL を背負うこととなる服部は、当初、沖縄赴任を断わろうとした折、「骸骨のようにやせ衰えた人間とは思えないような群衆が、入れかわりたちかわり目もとに近づいて来て何か助けを求めているようにも見える」夢に「悩まされた」(服部,1979:16)。このことが、服部の沖縄赴任を動機づけた。1933年11月、服部は、鹿児島港から沖縄へ発ち、日本基督教団・那覇教会(現・那覇中央教会)に赴任した。服部は、上覇後、花城と同様、那覇市内を浮浪・徘徊するハンセン病者たちの姿に衝撃を受けた。当初、服部は病者の存在を嫌悪したが、嵐山事件を介し、服部の関心はハンセン病問題に向かい、上覇前に夢で出会った「骸骨のようにやせ衰えた人間」がハンセン病者たちであったと悟った。服部は、那覇教会を辞し、1935年1月、当時の青木の「根拠地」であった屋部の隔離所に近い場所に、移住した。

1935年5月13日、首里教会において、「教役者会」が開催され、恐らくは花城の発議のもと、服部の後援により、沖縄救癩問題が提起された。これを享け、沖縄 MTL の前身たる「実行委員会」(服部,1972:27-28)が発足し、それをもって沖縄 MTL が結成されたことが『沖縄 MTL 報告 第一号』に記される。だが、当初の沖縄 MTL は、花城と青木の救癩活動の後援を目的に、結成された。以上の経緯を辿り、結成に至った沖縄 MTL の端緒は、花城の関心を引き付けた那覇市内を浮浪徘徊するバクチャヤーの病者たちの存在にある。花城はバクチャヤーを訪ね、病者たちの信仰に打たれたが、これらの病者たちに信仰の種を捲いたのは青木恵哉であった。ここには、バクチャヤーの病者たちと、その病友たちのキリスト教信仰による心的救済を試みた青木、そして花城というトライアッドの社会関係が成立し、この三者関係の共通項たる核を構造化させたのはキリスト教信仰であった。青木の病者宣教に感化を受け入れることができたバクチャヤーの病友の信仰が、沖縄 MTL の結成を用意した点が、当時の文献資料から照射できる。

#### 屋部焼討事件と「沖縄 MTL」の危機

服部が代表となった沖縄 MTL の最初の活動は、沖縄県全域に対する同組織の社会的周知と、募金活動へと差し向けられた。そこでマス・メディアの力を借りたが、これが困難な状況を用意した。青木の「根拠地」であった屋部 隔離所 の下屋構築が、やがて同地での「ライ保養院」構築につながるの憶測に基づく新聞報道により、屋部のシマ人たちが、青木の「根拠地」たる屋部 隔離所 を焼き払う事態(屋部焼討事件)が、1935年6月末から7月はじめに、出来た。同所に居住していた青木たち病友は、羽地内海に浮かぶ墓地の小島・ジャルマへと追いやられた。

ところで、当時は長島愛生園・医局の任にあり、屋部焼討事件の4カ月後に星塚敬愛園の園長として赴任することとなった林文雄は、沖縄 MTL の案内で、青木の救癩活動と当時の沖縄病者の視察目的で訪れた同地で、この焼討事件の一端を、偶然、目撃した。この事態を享け、結成間もなく窮地に陥った沖縄 MTL は、服部を「本土」に派遣し、喫緊の問題である療養所構築方と、青木たち沖縄の病者への支援・援助方のための「募金行脚」に出た。回春病院(熊本)をはじめ福岡・長島愛生園・大阪・奈良(賀川豊彦から修養会に誘われ参加)・和歌山・箱根・東京・軽井沢・草津を訪ね、視察も行った。その中で特筆すべきは、賀川豊彦から「三井報恩會」理事・山口安憲への紹介状が服部に手交されたことである。これにより、「三井報恩會」と服部・沖縄 MTL との関係が構築され、更に「日本 MTL」理事長・小林正金、東京 YMCA 幹事・鈴木恂らの知己を得た(服部,1979:33ff)。そして、服部が上京中の1935年9月13日に日本 MTL 主催「沖縄の癩事情座談会」が東京 YMCA(神田美土代町)にて開催され、高野六郎、光田健輔、林文雄、賀川豊彦、下村宏、安達謙蔵等が参加した。これらにより、服部は多大な援助を引き出した。

#### 「沖縄 MTL 会則」と癩豫防法

沖縄 MTL は、会則を持たずに活動を開始した。発足時の「趣意書」から「申告」を経て、1936年2月18日から「沖縄 MTL 会則」が「施行」された。本研究では、これら三者の関係を追いつつ、同会則と、「日本 MTL 会則」および1931年公布「癩豫防法」との関連を追った。そして、この追跡作業の中から、課題「同時代沖縄社会における愛楽園の社会的地位」と課題「旧沖縄縣と『癩豫防法』との関連」の実証的解明に関する知見・解釈が引き出され、本研究課題の結論部分となる課題「戦前期沖縄のハンセン病問題の現実」の照射、および「国頭愛楽園」が当時の沖縄社会に対して果たした社会的意義、および「癩豫防法」が沖縄社会に及ぼした影響の解明に、つながった。これら一連の考察を、内務省衛生局と旧沖縄縣との間の公文書に基づく沖縄地方制度法制史の見地からの考察を計画していたが、件の公文書類の所在が突

き止められず、沖縄法制史研究も本研究主題に関連する件はなく、暗礁に乗り上げたが、「沖縄 MTL 会則」と沖縄 MTL の活動との関連を追う中で、当時のハンセン病者たちの現実とそれを取り巻く状況、そして国頭愛楽園および「癩豫防法」と、沖縄社会と関連がみえてきた。特に、これまで不明であった『沖縄 MTL 報告書 第三号』を長島愛生園の「神谷文庫」で発見し、「沖縄 MTL 相談所」の「沖縄県への移管過程等を詳らかにしてくれた。

1931 年公布「癩豫防法」(1931 年法)は、1907 年交付の「癩豫防ニ関スル法律」(1907 年法)を改正したものである。この改正の根拠の一つには、国立療養所構築による収容人因数の増加という背景がある。1907 年法はハンセン病者のうち、「療養ノ途ナキ」浮浪徘徊する病者の収容をはじめ、困窮病者とその同伴者・家族の救恤を目的としていた条文が並ぶ。他方、1931 年法は、病態診断に基づく「病毒伝播ノ虞アル」病者の収容を目的に、その限りでない病者の従業制限を強化したが、「生活費の補給」の保障が設けられ、同法をもって国による強制隔離の実施には至らない点が、指摘できる。廣川の先行研究(廣川,2011)が示す様に、これらの法は、沖縄県の地方制度である「施行細則」と「施行手続」に置換され、地域の警察官署や市町村に下り、地域社会の個々の現実へとその法的効力が及ぶ。

「沖縄 MTL 会則」三条二項には、「之ガ予防法ヲ宣伝ス」とある。この点で、「沖縄 MTL 会則」は 1931 年法と連続性を持ち、同法に忠実な規定を持つ。だが、この条文は 1931 年法により、病者を療養所へ隔離収容するという目的ではなく、困窮病者の「生活費」による保障を目的にしたものと解釈できる。当時の沖縄において、1931 年法は、必ずしもハンセン病者にとって不利な法ではなく、困窮病者とその同伴者・家族の救恤の性格が強かったといえる。そして、このことは、『沖縄 MTL 報告(書)』に掲載された沖縄 MTL の活動記録から跡付けられる。当時、浮浪徘徊をする病者は、沖縄 MTL が扶養義務を有する家族ないしそれに代替する身元に送致する処置が為されていた。これは、1907 年法で規定された「療養ノ途ナキ」浮浪病者の保護、および扶養義務者への病者の送致方と同一の処置である。その際の公務は、警察官署ないし行政によるが、沖縄 MTL はこの件を代行していた記録が残されている。更に沖縄固有の事情を考慮すれば、これらの公務には、市町村議員ないしシマの区長が関与させられる余地が生じる。というのも、仮に、扶養義務を負う者が、病者の引取を拒絶した場合、市町村議員ないしシマの区長が、生活費の申請を沖縄県に申し立て、その費用を以て、病者をシマ社会が定めた病者隔離所で生活させるための小屋掛けを行うという可能性も、考えられる。

このような可能性を考慮すると、1931 年法

は、ハンセン病療養所を前提とした法体系をとるが故に、療養所が存在しない地域、取り分け沖縄をはじめとする島嶼・離島地域においては、同法に規定された「病毒ノ虞アル」病者の収容規定が、そもそも十全には機能せず、その結果、場合によっては「病者伝播ノ虞アル」病者の在宅療養ないしそれに準ずる自主療養(シマが定めた隔離所ないし離れ・作業小屋での独居)となる生活困窮な病者への救恤として、1931 年法に規定された「生活費ノ補給」により、患家からの生活支援をつなぐ現実的な方策が考えられる。この様な場合、1931 年法は、困窮者の「生活費」を保障しつつ、病者の在宅療養ないし自主療養を持続させる現実的可能性を拓く。この事態は、1931 年法下にありつつも、「療養ノ途ナキ」病者の扶養義務者への送致による困窮病者の救恤を試みる 1907 年法的な対応ということができる。

以上からすると、療養所から隔絶されていた八重山・沖縄群島区、そして奄美群島区(但し与論・沖永良部・徳之島・喜界島・加計呂麻にまで互る広域を含む)の病者たちは、こうした現実の中で、生き延びて来たことが考えられるが、平等に拓かれていたはずの 1931 年法の「恩恵」を、どれだけの病者たちが享受できただろうか。「沖縄 MTL 会則」第三条二項に、「之ガ予防法ヲ宣伝ス」を定めたのは、こうした状況に由来する極めて現実的な意図があり、更に病者・同伴者・患家の利害への配慮を踏まえてのことと解釈する余地が生じる。蘇鉄地獄を余儀なくされるほど困窮を極めた 1930 年代当時の沖縄社会において、同地のハンセン病者たち、およびその同伴者・患家たちには、療養所の収容力が決定的に不足していた 1907 年法の次元のハンセン病問題を取り巻く現実が横たわっていた。

沖縄 MTL は、沖縄県下の公的機関がハンセン病者問題に対する対策が行き詰った時節に結成された。沖縄本島区におけるハンセン病療養所構築の案件は、沖縄県と内務省(明治国家)マターだが、沖縄県は、この方面で失態を繰り返した。更に病者・同伴者・患家の保護や経済的な生活保障も、警察官署や市町村が所掌する案件だが、この方面での、沖縄 MTL の活動記録が『沖縄 MTL 報告(書)』に記されており、当時の沖縄県におけるハンセン病問題に関わる公的機関の混迷が窺える。

沖縄 MTL が果たした社会的役割は、その社会活動が、「本土」MTL のそれと比較して、明らかに異質である点に読み込める。「本土」各地の MTL は、府県連合立から国立へと移管していくハンセン病療養所の、キリスト教宣教と文化活動のための後援を担ったが、そうした営みの枠組みを為す療養所の構築は、当時の沖縄本島区には不在であった。それだけに、沖縄 MTL の苦悩は、病者たちの苦境の現実とともに、重い意味がある。

鹿児島収容 と沖縄 MTL

屋部焼討事件の一端を目撃した林は、1935

年 10 月、国立療養所「星塚敬愛園」の園長に就任した。奄美・沖縄のハンセン病事情を知る林は、翌 11 月下旬から 12 月上旬にかけ、船による沖縄・奄美のハンセン病罹患者の、敬愛園への収容を実行した( 鹿児島収容 )。

この収容は、大型船の手配が整わぬままの鹿児島出発となり、沖縄収容方も奄美収容方も、小型の発動機船での航行になったこと、北西風(ミーニシ)が吹く時期の悪さに加えて、寒波が到来したこと等、悪条件が重なり、過酷な航海になった。沖縄からの航海は古仁屋での、名瀬からの船は大熊と屋久島での停泊を、それぞれ余儀なくされた。沖縄収容方は、その三年後の 1938 年 11 月に国頭愛楽園の初代園長に就任することになる塩沼英一が、奄美収容方は、林文雄が、指揮を採った。

沖縄収容方は、那覇と名護に病者を集合させ、那覇出発後に名護沖に停泊して病者を乗船させた。沖縄では、青木恵哉をはじめ沖縄 MTL と沖縄県衛生課、沖縄県警の協力の下、渡航希望者を募り、129 名の病者が集った。

奄美収容方は、輸送船を名瀬から徳之島の鹿浦・亀徳・花徳、大島本島区の古仁屋・大和浜へと廻航させて名瀬に戻り、大熊に寄港の後、鹿児島に向かう予定であったが、天候不順により、大熊で三日間の停泊を余儀なくされた。奄美では、鹿児島県警名瀬署の防疫監吏と衛生組合(行政)の協力の下、渡航希望者を募り、116 名の病者が集った。

鹿児島収容 の現実と療養所での生活

鹿児島収容 により、沖縄本島区および徳之島・大島本島区とも、浮浪徘徊する病者の収容を、ある程度、果たした。沖縄・奄美から収容された病者たちは、1931 年法の規定にある「病者伝播ノ虞アル」と診断された病者たちをはじめ、自宅療養していた病者たち、浮浪徘徊していた元気な病者たち、病者隔離所 で生活していた病者たち、更には重症者、子供といった社会層に類型化できる。

これらのうち、1931 年法の規定にある「病者伝播ノ虞アル」と診断されたが、浮浪徘徊が可能な元気な病者たちからすると、本意ではない療養所への入園は、脱走・逃走を帰結せしめると考えられる。だが、これらの人たちは、方言が通じない異文化圏の「本土」に逃げ込む場所を見出し得ず、郷里をめざすことが考えられる。逆に、シマ社会で弱い立場にあった子供と女性、重症者や老人は、療養所への収容を歓迎することが考えられる。

開園当初の療養所の現実を鹽沼は愛楽園園長として追体験することになる。園内の秩序問題は、青木とその病友たちのキリスト教信仰に、その足場の一端を置くことになった。

#### 参考文献

青木恵哉(1972)『選ばれた島』新教出版  
沖縄 MTL 編(1936-41)『沖縄 MTL 報告(書)』  
第 1 号～第 5 号  
服部団次郎(1979)『沖縄から筑豊へ』葦書房  
廣川和花(2011)『近代日本のハンセン病問題

と地域社会』大阪大学出版会

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

中村 文哉、2017、「沖縄・奄美ハンセン病者の船移送の現実とその危険性 戦前期沖縄・奄美のハンセン病問題と星塚敬愛園」『山口県立大学社会福祉学部紀要』第 23 号、査読なし、pp.33-58.

中村 文哉、2016、「『沖縄 MTL』と同時代沖縄のハンセン病問題」『山口県立大学社会福祉学部紀要』第 22 号、査読なし、pp.59-118.

中村 文哉、2015、「沖縄 MTL の発足と青木恵哉」『山口県立大学社会福祉学部紀要』第 21 号、査読なし、pp.103-133.

〔学会発表〕(計 5 件)

中村 文哉、2016.10.8、「沖縄ハンセン病罹患者の鹿児島収容 戦前期沖縄のハンセン病問題と星塚敬愛園」第 89 回日本社会学会大会、於・九州大学

中村 文哉、2016.5.21、「「癩豫防法」と沖縄社会 1907 年法および 1931 年法を中心に」第 74 回西日本社会学会大会、於・保健医療経営大学

中村 文哉、2015.9.19、「『沖縄 MTL』と同時代沖縄のハンセン病問題」第 88 回日本社会学会大会、於・早稲田大学

中村 文哉、2014.5.11、「ジャルマの青木恵哉と沖縄社会」第 72 回西日本社会学会大会、於・西南学院大学

中村 文哉、2013.5.11、「青木恵哉の沖縄救らい 活動と療養所の構想」第 71 回西日本社会学会大会、於・琉球大学

〔図書〕(計 1 件)

中村 文哉、2014、「沖縄ハンセン病罹患者の排除と移動—療養所なき時代における沖縄のハンセン病問題の位相—」谷富夫・野入直美・安藤由美編『持続と変容の沖縄社会』第 9 章ミネルヴァ書房、pp.176-197.

〔産業財産権〕

該当せず

〔その他〕

なし

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

中村 文哉 (NAKAMURA Bun'ya)

山口県立大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：90305798

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし